

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第159号

令和6年3月1日

## 触法少年事件における還付公告実施要領について（通達）

少年法（昭和23年法律第168号。以下「法」という。）第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条に基づく司法警察員たる警察官による押収物の還付に関する公告（以下「還付公告」という。）の実施要領については、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 趣旨等

調査上留置の必要がない押収物について、還付を受けるべき者（以下「受還付人」という。）の所在不明等の事由により還付ができない場合に、法第6条の5の規定による還付公告を行うことにより、受還付人の権利保護を図るとともに、早期に留置を終えることで押収物の保管及び点検に係る業務上の負担を軽減するものである。

#### 2 刑事訴訟法第499条に基づく還付公告との差異

刑事訴訟法第499条では、公告をした日から6か月以内（以下「還付請求期間」という。）に還付の請求がないときは、その押収物は国庫に帰属するとされているところ、同条を準用する法第6条の5第2項において、触法少年事件では、還付請求期間に還付の請求がないときは、その押収物は当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県に帰属（以下「県帰属」という。）するとされ、帰属先が異なる。

そのほか、国庫帰属押収物と県帰属押収物では、その公告方法や引継ぎ先等も異なることから、以下の事項に留意して適切に取り扱うこと。

#### 3 公告方法の具体的判断

公告方法等は、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第2条に規定されているところ、公告を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

##### (1) 掲示公告

公告は、熊本県少年警察活動に関する訓令（平成14年熊本県警察本部訓令第15号。以下「訓令」という。）で規定する押収物公告（別記様式第3号）

を用いて、警察署長が警察署の掲示場に14日間掲示する方法によって行うこと。

なお、成人事件や犯罪少年事件における還付公告と異なり、官報公告の規定は設けられていないことに留意すること。

(2) 数個の押収物について還付公告を行う場合

受還付人の権利を保護する観点から、押収物の押収日時、押収場所等の事情を考慮して受還付人が明らかに同一であると思われる数個の押収物について還付公告を行う場合には、一括してこれを行うこと。

また、同一事件に係る数個の押収物を還付公告する場合であっても、当該押収物が押収日時又は押収場所を異にする複数の押収行為によるものであるときは、押収行為ごとに区別して公告することを検討すること。

(3) 不正な返還請求の防止

公告事項として記載すべき内容は、事件名、押収番号、押収品の品名、数量等であるが、必要があるときは、押収場所及び押収年月日並びに押収物の特徴をも公告することができる（規則第2条第3項）。

公告事項の記載内容については、これに接した者が正当な権限を有する者であると偽って押収物の返還を求めることを防止する必要があるため、押収物の特徴を公告事項に加える場合であっても、例えば、指輪の刻印、時計の製造番号等は明らかにしないなど、必要以上に詳細な内容を記載することは避けること。

(4) 期間の計算

前記(1)で掲示公告の期間は14日間とされているところ、この期間の計算は民法（明治29年法律第89号）第140条のいわゆる「初日不算入の原則」に基づき、公告の初日（掲示場に掲示した日）は算入せず、その翌日を第1日として計算した14日目が掲示期間の末日となる。

また、訓令第62条第3項の規定により、還付請求期間に還付の請求がないときは、その物は県に帰属することとなるが、この6か月の期間は、掲示期間の末日の翌日を初日として起算すること。

掲示期間、還付請求期間ともに、その末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときについては、これを算入しない。

この場合、翌開庁日（平日）が掲示期間、還付請求期間の末日となることに注意すること。

(5) 警察署長の指揮

還付公告は、警察署長の指揮を受けて行うこと。

警察署長の指揮を受ける際は、押収物の還付公告に関する検討票（様式第1号）（以下「検討票」という。）に所定の項目を記載した上で伺いを行い、必要な指揮を受けること。

#### 4 還付請求期間中の保管の特例

法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第499条第4項の規定により、還付請求期間内でも、無価値の物は廃棄を、保管に不便な物は売却して代価を保管することが可能である。

押収物の廃棄又は換価の処分をするときは、警察署長の指揮を受けて行うとともに、廃棄又は換価の処分をした際は、少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）で規定する廃棄処分書又は換価処分書を確実に作成し、その経過を明らかにしておくこと。

#### 5 警察本部生活安全企画課への報告等

警察署長は、還付公告の実施を検討するとき及び還付公告を実施した際は、警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に対し、次の報告を行うこと。

##### (1) 還付公告検討段階

警察署長は、検討票の写し、押収物公告の案文及び押収関係書類の写しを生活安全企画課長に送付して、検討中の還付公告について報告すること。

生活安全企画課長は、送付された検討票の写し等を確認の上、手続の適否等について、当該警察署長に対して必要な指導・助言を行うこと。

##### (2) 還付公告実施後

警察署長は、還付公告を実施した際は、押収物公告の写しを生活安全企画課長に送付すること。

加えて、還付請求期間内に対象押収物の還付、廃棄又は換価処分をした場合は、還付請求書、廃棄処分書又は換価処分書の写しを併せて送付すること。

送付を受けた生活安全企画課長は、還付公告実施状況表（様式第2号）を作成し、警察署における還付公告状況を把握すること。

#### 6 警察署会計課（係）への報告

還付請求期間が経過して県に帰属した押収物は、警察署会計課（係）（以下「会計課（係）」という。）へ引き継ぐこととなるため、掲示公告を実施した時点で、会計課（係）に押収物公告の写しを交付して報告すること。

#### 7 還付請求期間内における押収物の保管要領

還付公告を行った押収物については、還付請求期間内は証拠物としての性格を失わないことから、「触法少年事件及びぐ犯少年事件の証拠物件の適正な取扱い及び

管理について（通達）」（令和3年3月8日付け熊少第71号）に基づいて、「証拠物件等取扱保管要綱の制定について（通達）」（平成29年9月25日付け熊刑企第730号）の例により保管責任者（当該押収物に係る事件の調査主任官）において、適正に保管すること。

## 8 県帰属押収物の引継ぎ

還付請求期間を経過した県帰属押収物は、県帰属日（還付請求期間末日の翌日）に、訓令で規定する押収物県帰属調書（別記様式第4号）とともに会計課（係）に引き継ぐこと。

特に現金は、出納員（副署長又は会計課長）が県帰属の日付で現金領収書を発行するので、遅滞なく引き継ぐこと。

## 9 還付公告・県帰属押収物の管理簿冊等

- (1) 警察署長は、還付公告・県帰属押収物管理簿（別記様式3）（以下「管理簿」という。）を備え付けるものとし、還付公告を実施した段階で押収物（数量）、県帰属日等の必要事項を記載するとともに、押収物公告の写しを添付すること。  
また、掲示公告の期間が終了した時点で、押収物公告の原本を添付すること。
- (2) 還付請求期間内に押収物の還付、廃棄又は換価の処分をした場合は、その年月日等を管理簿に記載すること。
- (3) 還付請求期間が満了し、押収物が県に帰属した段階で、押収物県帰属調書の写しを添付すること。
- (4) 県帰属押収物を会計課（係）へ引き継いだ段階で、その年月日等を管理簿に記載すること。

なお、県帰属押収物に係る熊本県警察証拠物件管理システム上の払出し処理は、取扱保管要綱に準じた保管状態が現実に解除された段階で行うとともに、その年月日等を証拠物件保存簿に記載しておくこと。

## 10 還付公告をすべき押収物に係る事件の送致要領

原則、事件が家庭裁判所に送致されないこと又は家庭裁判所が押収物を領置しないことが明らかとなった時点で還付公告を実施するが、還付公告を実施中の押収物に係る事件を児童相談所（長）に送致又は通告する場合は、当該押収物を還付公告するに至った経緯について調査報告書を作成の上、領置調書等の当該押収物に対応する備考欄に「還付公告」と記載すること。

## 11 運用上の留意事項

### (1) 適時的確な留置の要否の判断

被押収者の権利侵害を伴う押収については、その継続を必要最小限度にするため、調査上留置の必要がない押収物は速やかにこれを還付することが基本であり、還付公告を行う前提として、司法警察員たる警察官は、押収物の還付の判

断、すなわち、留置の要否の判断を適時的確に行うこと。

(2) 実施時期の判断

還付公告を実施する時期は、

- 児童相談所（長）に送致又は通告せず、警察限りの措置とした場合で、警察署長の決裁を受けたとき。
- 児童相談所（長）に送致又は通告した場合で、児童相談所長から家庭裁判所に送致されなかったことが判明したとき。
- 家庭裁判所に送致された場合で、家庭裁判所が押収物を領置しなかったとき。

等であるが、留置の必要性や調査の進捗状況に応じて検討を行うこと。

(3) 押収物及び受還付人に関する調査の徹底

還付公告を行うに当たっては、対象押収物に対する鑑識活動をはじめとする各種調査や写真撮影等による立証措置を尽くすとともに、受還付人に関する所在調査等を含めた調査を遂げること。

(4) 押収物の還付

還付請求期間内に受還付人から還付の請求があったときは、その者が真の権利者であることを十分に確認した上で還付を行うこと。

※ 様式第1～3号（略）